

明日の裁判所を考える懇談会(第1回)協議内容

1. 日時

平成14年2月25日(月)15:00～17:00

2. 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3. 出席者

(委員・50音順)

大木美智子委員,大谷昭宏委員,田中直毅委員,平木典子委員,松尾浩也委員,
米本昌平委員

(最高裁判所)

山口繁最高裁判所長官,堀籠幸男事務総長,中山隆夫総務局長

[オブザーバー:濱田邦夫最高裁判所判事,山崎敏充秘書・広報課長,金築誠志人事局長,竹崎博允経理局長,千葉勝美民事・行政局長,大野市太郎刑事局長,安倍嘉人家庭局長]

4. 議題

(1)最高裁判所長官あいさつ

(2)最高裁判所事務総長説明

(3)出席者紹介

(4)議事の公開について

(5)委員自己紹介・意見表明

(6)裁判所の課題等について

(7)フリーディスカッション

(8)今後の懇談会の進め方について

(9)次回以降の日程調整について

5. 会議経過

(1)最高裁判所長官から挨拶があった(挨拶後退席)。

(2)事務総長から当懇談会の趣旨について説明があった。

(3)出席者から自己紹介があった。

(4)議事の公開について、委員の協議により、以下のとおり決定された。

1.懇談会は非公開とする。

2.協議の概要を作成し、公表する(発言者である委員名は明らかにする。)

(5)委員に対し、裁判所や司法に対する概括的な印象、感想、意見等が求められ、委員からは次のような発言がされた。

ア.田中委員

配付資料にある事件数や審理期間を見ると、裁判所は、一見、成長産業であり、効率も相当上がってきているように見えるが、私は、それ以上に、質(クオリティ)の問題を議論することが重要であると考え。そのような観点から見ると、複雑化した現代社会において(行動の)基準となるべき判断を日本の裁判所が示し得ているかという点が最も懸念される点である。具体的には、昨今の経済に関わる問題について、日本の裁判所の判断が示されにくくなっているのではないかということである。例えば、アメリカでは、現在、エンロン事件が大きな問題になっているが、このような問題は当然に司法の場に持ち込まれる。そして、司法の場で示された判断が社会の判断基準となるなど、新しい現象に対しても次々に判断基準を提供している。日本の司法もこれと同様の役割を果たすべきである。東アジアの資本主義は、クローニー・キャピタリズム(身内資本主義)であると言われたことがあるが、それでは既に立ちゆかなくなっている。日本が基準を提供できなければ、東アジアにおける法の基準はアメリカのものが入ってくることになるのではないか。

アメリカでは、誤った判断であっても、判断・プラクティスを積み重ねていけば、最終的には、その後の基準となるべきベストプラクティスが生まれてくるという仕組みを持っている。日本の司法制度も、このような間口の広さと奥行きを深さを備えるために、どうあるべきかを考える必要がある。新しい公準作りに裁判所がどのように寄与するか、裁判所の門戸をどのように広げるかなどについて、この懇談会で議論していただきたい。

イ.大木委員

私の属する消費科学連合会は、消費の科学化を旗印に、1964年に発足し、生産者・産業界・大学と連携をとりつつ、消費者の立場での調査研究・消費者教育事業を基盤に活動してきた。

率直に言って、裁判所は、一般の生活者から離れた遠い存在であるとの印象を強く持たれているのではないかと思います。また、裁判は怖くて恐ろしいものというイメージがあり、費用も時間もかかる裁判には巻き込まれたくないという気持ちが強く働いているのではないかと思います。この懇談会の件で最高裁から電話をいただいたが、事務担当者は「何か悪いことをしたのか。」と思ったということであった。また、消費科学連合会では、契約と権利に対する消費者意識調査を行ったが、契約をするときに相談する相手は誰かとの問に対し、「相談員に相談する。」という答えが60歳を超えた高齢者に多かった。いずれも裁判所が遠い存在であることを示すエピソードではないかと思う。裁判所に対する注文の第一点は、これからの裁判所は、国民にもっと身近で利用しやすい場所になってほしいということである。

次に、裁判が終わるまでには非常に時間がかかる。当事者にとって、この長さは異常であり、訴訟を迅速に進めるためには、裁判官が強く指揮してもよいのではないかと。さらに、弁護士の協力も不可欠である。とかく専門家の世界は、互いにかばい合い、自浄作用が働きにくいと考えており、今後は、これをどのようにチェックするのかを考える必要がある。弁護士を増やせばよいとの意見もあるが、その結果、アメリカ的なギスギスした訴訟社会になるのではないかという危惧を持っている。

裁判員制度の導入には賛成である。もっとも、裁判員をどのように選任するかなど、具体的なところは今後の大きな課題であると考えている。

ウ.大谷委員

私は、ジャーナリストとして、社会的な関心が高く裁判結果等が注目される事件の取材をしている。

過日、現職の裁判官の日常生活を取材し、テレビ番組で放映させてもらったが、予想外に高い視聴率を得た。これは国民が裁判所に非常に関心を持ち、期待度が高い

ことを示していると考える。

ジャーナリズムは、一般に現体制に批判的、改革的であるが、率直に言って、私自身は、裁判あるいは裁判所の制度に触れることに躊躇を覚える面がある。それは、今の日本の公的機関の中で、国民の信頼を得ている組織がどれほどあるかということを考えてとき、例えば、警察はスポーツ紙に「今日の警察不祥事」という欄を設けられるほどであるし、行政官庁も外務省のように腐敗が進行している。これに対し、裁判に勝った者が「裁判所に圧力をかけてもらって勝った。」とか「裁判官に金を渡して勝った。」というようなことを言ったとしても、国民は誰もそのような言を信用しない。その意味では、裁判所ほど国民の信頼を得ている機関はないと言ってよく、裁判所制度に触れることはある意味で最後の聖域に手を付けることにほかならないからである。裁判官は社会性がないとか世間知らずであるとも言われるが、極端な言い方をすれば、このような信頼性を担保するためには、社会性がなくとも、ある程度雲上人であってもよいのではないかと考えている。裁判所には、信頼性がかくも大事であるということをも是非とも分かってもらいたいと考えている。国民は、司法制度改革の中で、裁判所制度、裁判官制度にどう対応していくべきか強い関心がある反面、ある種の不安感を抱いているようにも思えるが、このようなことが背景にあるのではないか。その意味で、裁判員制度について重要な刑事事件から裁判員が参加するという意見が出されているが、国民の不安をあおるだけではないかという印象を持っている。極論すれば、職業裁判官でよいではないかと思うところもあるが、いずれにせよ、この問題は、これから議論し勉強していきたい。

裁判所が努力していることは審理期間等の数字にも現れているけれども、メディアを通して見た国民の裁判に対する意識との間には大きな乖離があるといわざるを得ない。それは、平均的な事件では確かに審理期間が短くなってきているのであろうが、早期に結論を示すべき国民の関心が高い事件や公害裁判、環境裁判といった多数の国民が被害を受けた事件の審理が長期化していることにあつち思う。このような事件について裁判所が早期に結論を示すことが最大の司法サービスであることを自覚すべきである。さらに、例えば、医療過誤の事件では、原告側が証人や鑑定人を走り回って探すという実情にあるが、大組織と訴えている一個人という図式で考えた場

合、実質的平等という観点から見て問題はないか、裁判所の奥行きの問題として考えるべき点であろう。

また、医療や特許、音楽などの著作権といった専門分野について、そのすべてを裁判官に判断させてよいのかは難しい問題である。裁判官に専門的素養があるとは思えず、このような専門分野の問題を裁判官が最終的に判断するとしても、その前段階に専門的な審理をする仕組みを作っていくことが必要ではないかと考えている。そうでなければ、結果的に、裁判所の信頼性に齟齬を来すことになるように思われる。

エ.平木委員

私は、臨床心理学を研究し、カウンセリングや心理臨床の仕事をしながら、臨床心理士の養成に関わっている。司法とは全く遠いところにいるわけであるが、他方、家庭裁判所調査官研修所の研修を長年担当させてもらっており、ミクロの世界では裁判に関わってきた面もある。

調査官研修所の研修では、調停委員や調査官に対し、問題を持っている人たち、問題を解決したいと思っている人たちにどのように話していくか、言葉のやりとりの重要性を伝えてきたつもりであるが、先日のだまの歌詞を引用した裁判官の話聞いて改めて一言の大切さを感じた。

裁判と私達の仕事とは、何らかの援助を求めているという層、いわゆる少数派を対象にする点で共通していると思うが、少数派を相手にするということは、いわば、人間が人間であることによって人間に対して犯すヒューマン・エラーを補償することであって、難しい仕事である。裁判所に入出入りすること自体が悪いイメージでとらえられがちであるが、そこから脱却しなければならない。裁判所は、「人は不完全な存在であるから失敗するものであって、失敗したらその人が取れる限りの責任を取るべきであり、またそれで足りるのである。」という考え方を助ける場所であってほしいと思う。

裁判所が変わってほしいと思うことの1つは、裁判官・検察官・弁護士の養成の問題である。仕事の重要性や専門性も理解できなくはないが、人の心を扱う職業であることを考え、ヒューマン・ケアの視点を持って養成を進めてもらいたいと思う。また、被害者のケアの問題、重度精神障害者による犯罪行為の問題もあるが、これらの点

について司法はまだ十分に対応できていない。

さらに、女性の最高裁判事は1人しかいないが、少数派という意味では、女性の立場に立ってはじめて判るという事柄もあるわけであり、是非とも増やしていただきたいと考えている。また、権力と権威が持つ者の判断が正しいという考え方に対してもメスを入れていただきたいと思う。

オ.松尾委員

私は、長らく法律学(特に刑事法)を中心に研究教育をしてきたほか、法制審議会で刑法や少年法の改正などを手伝ってきた。

裁判所だけでなく、司法制度全体、さらには日本の社会全体が大きな改革期にあるが、これは、戦後50年の制度疲労が生じている面と、新世紀を迎えて今後の状況変化(グローバル化・情報化・少子化・高齢化・環境問題等)に対応しなければならないという面の両面からの要請であろう。

司法制度改革審議会意見の特徴は、司法の役割が今後飛躍的に増大するという積極的な態度を示している点と、私が携わってきた仕事ではあるが、法学部の教育、さらには裁判所も検察庁も弁護士会も含め、司法制度の全領域について、反省を迫り、厳しい現状批判を提示したという点である。今後の改革は、この両面を織り交ぜながら進行していくと考えている。裁判所の改革の中で特に注目すべきは、「国民的基盤の確立」である。事件数は増加しており、国民が裁判所に頼っているという面もあるが、他方、裁判所からの電話に受付の方が驚いたという大木委員の話は、裁判所と国民との距離がかなり遠いことを端的に示している。裁判員制度は、このような問題を一挙に変革しようという意気込みを感じさせる制度ではないだろうか。裁判所運営への国民参加という点では、この懇談会が最初の試みかもしれない。分かりやすい司法の実現、司法に関する情報公開、裁判所へのアクセスの拡充も重要な課題であり、これらを含め、国民と裁判所の距離がより近くなるようにすることが重要であると思う。

カ.米本委員

私は、基礎医学・基礎生物学の実験研究所の研究者であり、諸外国の技術規制の

政策を調査し、脳死、臓器移植、人工授精、遺伝子組換え、ヒトゲノム、温暖化等科学技術が描き出すものと政治をどう切り結ばせるかという観点からの研究をしてきた。おそらく司法制度を一番外側から見ている立場にあると思うが、私が持つ裁判所のイメージは、日本の統治システムの最後の砦、一番奥に控えているものというものである。

裁判所が新しい事態に対応できていないとの批判があるが、実は、そのかなりの部分は、裁判所に責任があるのではなく、ロー・メイキング側のサボタージュに原因があると思っている。政治のサボタージュのツケが裁判所に来ているという認識である。すなわち、日本は、現在も戦後体制の解体プロセスの延長線上にあり、統治機構の再点検の途上にある。冷戦が終わった時点で、各国は21世紀に向けて助走を切ったのに、日本はバブルの絶頂期にあり、これを怠った。そのため、必要な法律が必要な時代の要請に合わせて作られていないのである。アメリカは、立法プロセスよりも裁判所の判断を通じてルールを策定するが、日本は、ストラクチャル・パターナリズム（構造的父権主義）を特徴とし、政策立案は官僚任せで、立法プロセスの機能不全の状態にある。立法過程の非効率性が裁判所側の負担になっていると思う。脳死概念や代理母など新しいルール・メイキングが不可避であるのに、この問題すべてが裁判所に持ち込まれるのは、裁判所にとって過重負担になると考えている。

(6) 配付資料に基づき、総務局長から裁判所が当面する課題について説明があった。

(7) 意見交換の概要は以下のとおり

(松尾委員)

懇談会の開催頻度はどのくらいか。

(最高裁)

1～2か月に1回程度である。

(大木委員)

法曹養成に要する年数はどのくらいか。

(最高裁)

現行制度では、司法試験合格後、1年6か月間の司法修習を経て、その最後に実施される試験に合格すると法曹資格が付与される。法科大学院ができれば、司法修習の期間に2～3年が加わるイメージである。

(大木委員)

新たな法曹養成制度の下で、良い法曹は養成されるのか。

(最高裁)

制度設計をどのようにするかという問題であるが、具体的なところは現段階では見えていない。

(大谷委員)

法科大学院に対する大学側の認識はどうか。

(松尾委員)

大きな変化なので対応に苦勞しており、一所懸命考えているところであると思う。

(平木委員)

法科大学院での教育内容はどのようになっているのか。

(松尾委員)

現在、検討を進めているところと思う。

(大谷委員)

大学の一般教養課程はどうなるのか。

(松尾委員)

現在の法学部全体が教養重視の方向をたどるだろう。法律学については、基本的事項を大学で教え、実務的なものはロースクールで教えることになるのではないか。

(大谷委員)

法学部がいわゆる受験専門学校的なものになり、一般教養が軽視されると、法律だけしか知らない裁判官しか出てこないのではないか。

(松尾委員)

法学部にいる4年の間に、多方面の勉強をなさいということになるだろう。しかし、ロースクールの選抜方法をどうするかが重要な問題である。

(8)今後の懇談会の進め方について、以下のとおり決定された。

1.次回は「裁判官の在り方」をテーマとする。

2.第3回以降のテーマについては、更に検討する(テーマによりゲストを招くこともある。)。

(9)今後の日程について、以下のとおり決定された。

次回は4月12日(金)午後2時から、第3回は6月17日(月)午後3時から、第4回は7月22日(月)午後3時から、いずれも2時間程度の予定で開催する。

以 上